

京情審答申第113号
平成27年10月16日

京都府公安委員会
委員長 石川良一様

京都府情報公開審査会
会長 山本克己

公文書非公開決定（公開請求拒否）に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年12月22日付け公委第1836号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案において実施機関が、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した判断は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 平成26年9月11日、審査請求人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇付近道路で行った速度超過に係る交通取締の実施及びその結果に関する文書の一切」を内容とする公文書（以下「請求対象文書」という。）の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成26年9月26日、実施機関は、請求対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第6条第5号及び第7号に規定する非公開情報を公開することとなるという理由から、条例第9条の規定により当該公開請求を拒否する決定を行い（以下「本件処分」という。）、同日、公文書非公開決定通知書（公開請求拒否）を審査請求人に郵送した。
- 3 平成26年11月21日、審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服とし、京都府公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成26年12月22日、諮問庁は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び意見書において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例第6条第5号及び第7号該当性について

(1) 条例第6条第5号該当性について

実施機関は、特定の場所等における速度取締りの情報を公にすることで、速度取締りに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、条例第6条第5号に該当すると主張する。

しかし、速度取締りが行われる場所は、実施機関自身が、「速度取締り重点区域」として、取締り時間帯や区域を明示し、地図上にその場所を表示しており、当該場所で速度取締りを行っていることは、実施機関自身がインターネットを通じて、広く全世界に発信している情報である。

したがって、審査請求人が公開を請求した情報は、「交通事故を防ぎ、又、交通事故による被害の軽減を図るために」情報を公開することの必要性を、実施機関自身が述べて、既にその一部を広く公開している情報であるから、条例第6条第5号に該当しない。

(2) 条例第6条第7号該当性について

実施機関は、過去の速度取締り情報を蓄積し、分析することにより、将来の速度取締りの場所等が推測されると述べているが、将来行われる速度取締りの場所や時間等は、仮に一定の制約があるにしろ、実施機関が任意に決定することができる事項であり、本来、その決定は容易に推測しがたいものである。

過去の取締り情報から容易に推測することができるというのは、実施機関が、何の工夫もなく、誰にでも容易にわかる周期で漫然と交通取締りを繰り返しているからであり、実施機関自らが、速度取締りの実施場所や実施日時を不定期な周期で決定する等の工夫をすれば、当該取締りが直ちに推計しがたいものになることは明白である。

したがって、実施機関が、過去の速度取締り情報を蓄積し、分析することにより、将来の速度違反取締りの場所等が推測されるとの主張は、実施機関が、自らの業務怠慢によって引き起こされる可能性のある事態を観念的に述べたものに過ぎず、実施機関自らが業務改善することによって容易に修正できることであるから、審査請求人が公開を請求した情報を公開拒否する理由にはならない。

以上のとおり、審査請求人が公開を請求した情報は、既に一部が公開された情報であり、公開することで交通事故の未然防止と交通の安全の円滑な確保が一層図られ、将来の速度取締りに何ら支障のあるものではないから、公開すべき情報であり、条例第6条第5号及び第7号に該当しない。

2 条例第9条該当性について

条例第9条は、文書の存否を明らかにしない規定であるから、情報公開制度において極めて例外的な規定である。このため、同条の適用に当

たつては、その趣旨を踏まえた厳格な解釈の下に検討されなければならない。

公権力行使の分野の事務を執行する場合には、当該事務執行の適法性を担保するために明確な記録が必要であり、その記録として、通常、文書が作成される。

公権力の行使たる速度超過に係る交通取締り（以下「当該取締り」という。）についても、何らかの文書が存在することは容易に想像することができ、文書の存否自体を秘匿する必要はなく、条例第6条の規定に基づき、公開又は非公開の判断をすれば足りるのであって、条例第9条を適用する必要はない。

また、審査請求人は、交通取締り場所において、当該取締りを実施していたことを現認しており、また、取締りを行っている場所付近を通行する者は、取締りを行っていることを容易に認識することができる状態にある。

当該取締りは、既に過去となった日に実施されたもので、当該取締りは完了しているものであり、「今後」当該取締りに支障を来すことはあり得ない。

審査請求人が公開請求した情報は、既に実施機関自身が公開している情報であり、既に一般に周知の事実に係る情報であるから、文書の存否そのものを明らかにしない旨を規定する条例第9条に該当しない。

さらに、実施機関は、条例第9条に該当するとして、文書の存在を明らかにすることを拒否しているながら、条例第6条第5号及び第7号の規定に該当するとして、文書が存在することを前提に情報を非公開としている。

実施機関自身が、本件処分において、条例第6条第5号及び第7号を理由として挙げ、文書の存在自体を認めているのだから、今回の情報公開請求において、実施機関が、条例第9条の規定を適用して公開請求を拒否する理由は成立しない。

条例第6条の規定は、条例第9条の規定による公開拒否の有効な理由となり得ないから、実施機関が、条例第6条第5号及び第7号を理由とし、条例第9条を根拠として審査請求人の公文書公開請求を公開拒否したことは、明らかに条例の適用を誤っており、実施機関に公開請求を拒否する理由はない。

第5 諮問庁の説明の要旨

諮問庁が理由説明書及び諮問庁の命を受けた実施機関の職員による口頭説明（以下「職員口頭説明」という。）において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 交通取締りについて

- (1) 交通取締りは、車両等の運転者、歩行者その他の道路利用者による交通法令違反を防止するとともに、違反を発見したときには検挙（告知）又は警告指導等必要な措置を講じることによって、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図ることを目的とした警察活動である。
- (2) 中でも速度取締りは、著しい速度超過など悪質危険な違反を取り締まることにより、速度超過に起因する交通事故を防止し、適正な交通の流れを乱す者を排除し、交通の安全と円滑を確保するとともに、道路交通に起因する騒音、振動等の障害を防止すること等を目的としている。

2 条例第6条第5号及び第7号該当性について

(1) 条例第6条第5号該当性について

ア、交通の取締りは、警察法（昭和29年法律第162号）第2条において警察の責務として規定されており、京都府警察が行う取締りであることから、条例第6条第5号アに該当する事務である。

イ、速度取締りは、取締り場所及びその周辺における交通事故防止に効果があるだけでなく、いつ、どこで取締りが行われるかが予測できないことから、運転者の順法意識を高め、他の道路においてもその効果が波及するものである。

このため、速度取締りの具体的な場所、日時、対象、体制・規模等に関する情報は、公にできないものである。

ウ、また、速度取締りの場所等は、無制限に設定できるものではなく、交通事故の発生状況や地域住民等からの取締り要望の状況、取締り機材の設置場所の有無、停止・取締り場所の安全の確保、違反の正確な立証、違反車両の安全な誘導、道路交通への影響その他道路交通環境の要件を総合的に検討し、安全かつ効果的な速度取締りを実施することができる場合と判断される場合に限り選定されるものであることから、必然的にその選定は、限定的かつ固定的にならざるを得ない。

さらに、このように選定された速度取締りの場所等は、交通事故防止対策等として、将来にわたり継続的に取締りを実施していくことが多く、たとえ過去の情報であっても、特定の場所等において速度取締りを行っていることが公になれば、将来の速度取締りの場所等が推測されることとなり、これを知り得た者が、過去に速度取締りが実施された場所及び時間でのみ制限速度で走行し、それ以外の場所及び時間では制限速度を超えて走行する等の速度取締りを回避する行動をとることは、十分に予測することができ、その結果、取

締りの効果が損なわれ、交通事故の未然防止と交通の安全と円滑を確保等することが困難となる。

以上のことから、特定の場所等における速度取締りに関する情報を公にすることは、速度取締りに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第6条第5号に規定する非公開情報に該当する。

なお、特定の場所等における取締情報は、検挙された者はもちろん、当該場所等を通り、取締りを目撃した者にとっては明らかであるが、一部の者にその事実が明らかであるとしても、未だ周知の事実とまでは言えない。

(2) 条例第6条第7号該当性について

ア 条例第6条第7号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非公開情報として規定している。

イ 速度取締りの場所等は、先に述べたように、無制限に設定することができるものではなく、必然的にその選定は、限定的かつ固定的にならざるを得ず、一度選定された速度取締りの場所等で、将来にわたり取締りを継続的に実施していくことが多いものである。

特定の場所等における速度取締りの実施状況に関する情報が公開された場合、同様の公開請求が繰り返し行われ、この結果を分析し、組み合わせることにより、京都府内の速度取締りの場所等の一覧表を作成することが可能となって、将来行われるであろう速度取締りの場所等が推測され、その結果、速度取締りが予想される場所及び時間でのみ交通法規を守り、それ以外の場所及び時間では交通法規を遵守しないという弊害が生じる蓋然性が高く、交通モラルの低下や法秩序の形骸化を招くことになる。

さらに、悪質及び危険な運転者を道路交通の場から排除することが困難となる等、犯罪の予防、鎮圧等の取締り目的の達成が危ぶまれ、道路交通上の危険性が高くなる等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことになる。

以上のことから、特定の場所等における速度取締りに関する情報を公にすることは、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当な理由があり、条例第6条第7号に規定する非公開情報に該当する。

2 条例第9条該当性について

条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在

しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」と規定している。

1で述べたとおり、本件公開請求に係る公文書の存否を明らかにした場合、速度取締りの場所等に関する情報が明らかとなり、条例第6条第5号及び第7号に規定する非公開情報を公開することとなることから、条例第9条に該当する。

第6 審査会の判断理由

審査請求人は、実施機関が請求対象文書の存否を答えるだけで、条例第6条第5号及び第7号に規定する非公開情報を公開することになるという理由から非公開とした本件処分は妥当でない旨主張していることから、これについて検討し、判断することとする。

1 請求対象文書について

請求対象文書は、「〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇付近道路で行った速度超過に係る交通取締の実施及びその結果に関する文書の一切」である。

2 条例第6条第5号該当性について

条例第6条第5号は、府等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

審査請求人は、請求対象文書の情報は、実施機関自身がインターネットを通じて広く発信している情報であり、条例第6条第5号に該当しない旨主張する。

職員口頭説明によると、交通取締りの場所等は無制限に設定できるものではなく、交通事故の発生状況や違反車両の安全な誘導等道路交通環境の要件を総合的に検討した上で選定するため、選定が限定的かつ固定的にならざるを得ず、また、取締りの実施状況に関する情報を分析すること等により、将来行われる交通取締りの場所等が推測され、交通事故の未然防止と交通の安全と円滑の確保が困難になるとのことであった。

さらに、特定の日付及び特定の場所における交通違反の取締りに係る情報については公開しておらず、ホームページでは、広域図により速度取締り重点区域を公表しているのみであった。

したがって、仮に審査請求人が主張するような情報を記載した文書が存在したとしても、実施機関がホームページで公表している情報と本件処分との間で必ずしも矛盾が生じるものではなく、また、諮問庁の説明

にも不合理な点はないと考えられる。そして、これを覆すような特段の事情も認められない。

これらのことから、請求対象文書の情報は、条例第6条第5号に該当すると考えられる。

3 条例第6条第7号該当性について

条例第6条第7号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

審査請求人は、請求対象文書を公開することで交通事故の未然防止と交通の安全の円滑な確保が一層図られ、将来の速度取締りに何ら支障のあるものではないから公開すべきである旨主張する。

職員口頭説明によると、交通取締りの場所等は無制限に設定することができるものではなく、交通事故の発生状況や違反車両の安全な誘導等道路交通環境の要件を総合的に検討した上で選定するため、選定が限定的かつ固定的にならざるを得ず、また、取締りの実施状況に関する情報を分析すること等により、将来行われる交通取締りの場所等が推測され、悪質な又は危険な運転者を道路交通の場から排除することが困難となり、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすことになることのであった。

したがって、仮に審査請求人が主張するような情報を記載した文書が存在し、それを公開したとしても、より一層の交通事故の未然防止と交通安全の円滑な確保を図ることができるとは限らないと考えられ、また、諮問庁の説明にも不合理な点はないと考えられる。そして、これを覆すような特段の事情も認められない。

これらのことから、請求対象文書の情報は、条例第6条第7号に該当すると考えられる。

4 条例第9条該当性について

条例第9条は、公開請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めたものである。

審査請求人は、条例第9条を根拠として審査請求人の公文書公開請求を公開拒否したことは、条例の適用を誤っていると主張する。

一般的に、情報公開請求に対しては、当該請求に係る公文書の存否を明らかにして公開又は非公開の決定をすべきであるが、同条は、例外的に公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる場

合について規定したものである。

これを本件について当てはめてみると、本件請求は、特定の日及び場
所で行われた速度超過に係る交通取締りの実施及びその結果に関する文
書一切の公開を求めているものであるが、本件対象文書の存否を答える
だけで、条例第6条第5号及び第7号の非公開情報を公開することとな
るため、条例第9条の規定により本件請求を拒否したことは妥当である。

5 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものであ
る。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 26 年 12 月 22 日	諮問書の受理
平成 27 年 1 月 19 日	諮問庁の理由説明書の受理
平成 27 年 2 月 3 日	審査請求人の意見書の受理
平成 27 年 5 月 8 日	第 1 回 審査会
平成 27 年 6 月 17 日	第 2 回 審査会
平成 27 年 7 月 29 日	第 3 回 審査会
平成 27 年 8 月 11 日	第 4 回 審査会
平成 27 年 10 月 16 日	答 申